全建労発第57号
令和7年1月29日

各都道府県建設業協会会長　殿

一般社団法人　全国建設業協会
会　長　　今 井　雅 則
〔 公 印 省 略 〕

令和7年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の
就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、令和７年度の大学、短期大学及び高等専門学校の卒業・修了予定者の就職・採用活動については、令和5年12月8日の就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡協議会において、令和6年度と同様の日程（広報活動は卒業・修了年度の直前の3月1日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の6月1日以降に、正式内定は卒業・終了年度の10月1日以降に開始）を原則としつつ、一定の要件を満たす人材については新しい採用日程を設けること等としています。

これを受け、厚生労働省職業安定局長、雇用環境・均等局長及び人材開発統括官から、本会に対し、令和7年度の大学等卒業予定者等の適正な就職・採用活動が行われるよう別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、大学等卒業予定者等の円滑な就職・採用活動について、貴協会会員の皆様に対し、周知下さいますようお願い申し上げます。

以上

担当:労働部　又木